

## 平成27年第4回定例会（12月）一般質問

（2）質問1に関連する、4tトラックの購入経緯と取扱いについて

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 それでは、2問目に入ります。まず、通告書を読みます。質問1に関連する、4tトラックの購入経費と取扱いについて、質問1と同様に、4tトラックの購入経緯と取扱いを一般常識に照らした場合、疑問点と問題点が存在する。なぜこのような契約を維持継続してきたのか等、説明を求める。あわせて、これ以外の委託業務において、この4tトラックと同様な契約車両は存在するのか、伺いたい。と通告書に書きました。私が質問させていただきたいのは、1点目は、資料4の仕様書と契約書の記載事項について、私は、仕組みがちょっと分からないのですが、町が所有して貸与する車両とそれとは別に業者に配置させる車両が出てきます。契約書の下に無償貸与車両、施設及び貸与用具等一覧表があり、その中に町の貸与車両があり町が所有する車両ということで、町が保険に入っている車両としてトラッシュローダー、タイヤショベル、フォークリフト、町が所有して貸与するけれど業者が自賠責保険に入る車両としてパッカー車、2tトラック、それ以外に町リース貸与車両として油圧ショベルなどがあるということですが、それらと仕様書の第6条に4tトラックを用意しなければならないと書かれていますが、なぜ貸与車両と配置車両と別項目で分ける車両が存在するのか。なぜこのように分けなければいけなかったのか。その理由をお伺いします。2点目は、仕様書を見ると配置車両は、新規購入が前提のように感じます。仕様書の第6条の水色の部分ですが、(6)収集車両は、新規購入後5年間で償却する。なお、業者から延長して使用したい旨申し出があったとき、町は収集車両を検査の上、延長して使用することを許可できるものとするが、委託料は減価償却を除いた金額とする。と書かれていて、これを読むと最初に配置車両といっても新規購入が前提で業者が買ったものに対して町は5年間で償却費を払うことになっています。先ほど町長は、富士工業を一者特命にした細かい要件として人員や車両をきちんと配置できる業者であると説明があったわけですが、この4tトラック等を見れば新車で買って償却しているし、資料は古すぎて入手できませんでしたが、平成21年度まで使用していた2tトラック、パッカー車もこの

4tトラックと同じようなかたちで基本的に新車を業者が買って用意し、その償却費を町が払ったという説明を受けていますので、本来業者が持っていてそれを使う前提であればまだしもこういうかたちで購入させて、このようなやり方はどうしてなのか。3点目は、先ほどの住民課長の1回目の答弁で、資料3のパッカー車、2tトラックの維持修理費が平成17年度から平成20年度までかなり高額が計上されていたのですが、その時に細かい補修費では間に合わなくなってそれをみるためにきちんと予算を計上してこのように修理費を出していたということでした。そうすると、業者の車両のはずなのに町が全部みる。これと同じようなことが町の車両であっても同じように修理費を出すわけで、結局、業者が持っても町が持っても掛かる経費は同じなのではないか。先ほど町長は、任意保険の入り方が違うから損害を与えたときの有り方が違うという説明でしたが、基本的に任意保険も何もかも全て町側が結局は委託料で積算してきているわけですから、そういうものも基本的に町側の基準によってこの車両にはいくらの任意保険ということではなく、今までの説明ですと業者側が全部持ってきた見積りをそのまま使っているような説明でしたので、ということならば、町が所有のものと業者が所有のものは何が違っていたのか。その違いが私には分からなかったもので、この3点について、それから、通告書にあったこれ以外の委託業務において、この4tトラックと同様なかたちで業者側から提供されている車があるのか、この4点について、お伺いしたいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 具体的な質問内容に照らし合わせての答弁にはなりません。当初予定していた答弁書をまず読ませていただきます。収集車の経緯についてですが、塵芥収集業務は先ほども答弁したとおり、昭和59年度までは町直営で実施しておりましたが、昭和60年から塵芥収集処理業務を委託方式に変更しております。収集車両は、昭和63年度までは月形町の所有車両であり、車両を貸与して業務を実施しておりました。ただ、平成元年に車両の老朽化に伴い車両を更新しており、その際、委託業務の中で受託業者が業務に使用する車両を配置する契約を締結し、その後、平成7年度の車両更新時も同様の契約として平成21年度の更新時に月形町が車両を購入するまでは、同様の契約となっているところであります。また、2tトラックについては、平成6年に新たな最終処分場が建設されたことに合わせて新規に追加導入をしており、この2tトラックについても平成21年度に車両の老朽化に伴い車両

を更新するまで同様の契約内容となっております。また、4tトラックの導入の経過については、平成15年度にごみの減量化を図るため月形町廃棄物減量等推進審議会にリサイクル施設の設備、分別品目の増加、車両収集の増強、収集処理料金の改定を諮問しております。この中でリサイクル施設を整備しプラスチック・ペットボトルの資源ごみの収集を行うことについて審議会として推進の方向での答申があり、プラスチック・ペットボトルの資源ごみを収集するために必要であるとして、また、平成14年度末から全町のごみ収集を開始したため2tトラックのみでは積み込み不可能な収集状況に陥っていることもあり、新規のトラックが必要になったものであります。なお、リサイクルセンターは、平成17年3月に完成して平成17年4月から運用を開始しており、プラスチック・ペットボトルの資源ごみの収集も平成17年4月から新たに実施しているところであります。収集車両の配置については、町の財政資質の平準化を図るために委託業務で委託業者が業務に使用する車両を配置する契約を締結しており、車両償却相当額を5年間に渡り委託料に含め支払いを行っていたところであります。また、パッカー車は、平成元年から2tトラックは、平成6年から同様の契約方法としており、今回の4tトラックにおいても同様の契約方法で配置したところであります。この手法は、委託業者が車両を保有することとなりますので、車両による事故が生じた場合も車両所有者としての責任は委託業者が負うこと。また、車両の修繕義務についても、委託業者が負うことになり運行の安全と車両の適切な管理をするもので、当時は、当該車両を月形町に帰属させる考えはなかったものであります。先ほどの質問にもありましたが、なぜ所有者を委託業者にしたのかということですが、財政資質を平準化するということでメリットもあると考えて行政側はその判断をしたところでもあり、宮下議員の配付資料のとおり4tトラックを買ってから5年間に渡っての委託料が多少上がっていますが、大きく増額にはなっていません。百数十万円程度多くなっているということで、財政資質を平準化するためにはこの手法が適当であったと考えているところであります。平成16年度当時の状況を言いますと、小泉政権時代のいわゆる合併市町村以外について交付税を2割下げるという状況で各市町村が必死になって財政計画の立て直しをして、いわゆる財政資質を抑えるということもやっていたわけでもありますから、当時の判断としては間違っていなかったと考えているところであります。また、町所有の車両と業者の用意する車両との明確な違いは、事故等が起きたときに保険料は町が払ってもその責任所存は業者が持

つということが明確な違いであります。それから、なぜ、パッカー車、2tトラックを入れたのかということですが、平成20年度末にパッカー車は14年、2tトラックは15年経過していたところで更新時期を迎えておりました。当時、この車両の更新の財源を模索していたところ平成20年度に国の第二次補正予算において地域活性化生活対策臨時交付金が創設され、この補正予算でいただいた交付金を基金に積んでおります。そして、平成21年度においては、経済危機対策に対応するため国の補正予算として地域活性化経済危機対策臨時交付金が創設されております。これらの臨時交付金の財源を活用することでパッカー車及び2tトラックの更新を行ったものであります。ちなみにパッカー車の契約額993万1,071円そのうち国からの基金充当分993万1,000円1台の負担71円であります。また、2tトラックの契約額556万5,543円1台の負担10万5,543円ということで、当時の財政状況の中で極めて100%にちかい補助がくるということで、その資金をもって導入したところであります。これ以外に4tトラックのやり方で導入した車両はあるのかという質問については、ないということであります。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から具体的な説明を聞いて、平成21年度の更新時に国の財源があったので、そのかたちで町が買ったということで、それは私もそういう財源を活かして行われているのであればかまわないと考えます。基本的には、貸与車両と配置車両はお金の出方は同じで、事故が起きたときの取扱いだけが違うということだったと感じました。でも、事故が起きたときのことを考えて問題にするのであれば、パッカー車と2tトラックを町が買って、4tトラックは、いつまでも業者が事故の対応をするけれどパッカー車と2tトラックは町が保険に入って町が責任を持つわけですが、他に2tトラックのような買い方の車両は現在ないということでしたので、平成20年度までは2tトラックとパッカー車も4tトラックと同じ買い方で業者を買わせていたわけですから、それまでは3台がその対象のやり方だったわけですが、平成21年度以降は、4tトラックだけが特別だったわけです。事故が起きたときのことを考えてということであるのに、対象となっていたのは業者が入っていた保険で払わなければいけないから業者に責任が云々と言っても、そういう対応の車両は、4tトラックしかないのです。そうすると、他の車両は色々な使い方があって事故も起きると思いますし、なぜ、4tトラックだけ、そこに残しておいても有意性がないのではないかと思うのです。それで、平成21

年度には、すでに町は平成16年度から平成20年度までの5年間で600万円ちかひ償却費の全てを払い終えているわけですから、その時に業者と交渉などして手続きを変えることも可能だったのではないかと。事故が起きたときのことを考えてやるのがすごく重要であるなら、パッカー車や2tトラックを更新するときもまた違うやり方があったのではないかと思います。その時、財政の関係で振り替えしたとして、そこが私は納得できないので、もう一度、もう少し、何か説明があればしていただきたいと考えます。それから、配置車両は、新規購入が前提なのかという質問には答えていただけでなかったもので、そこは再度お伺いします。それは、先ほどの説明ですと随意契約をしてリサイクル等資源ごみを収集するようになったときに4tトラックが必要になったから購入するのに業者側が用意して配置するやり方ですが、町側が購入して対応するやり方もできたと思います。最初の平成元年度、平成6年度でも結局は必要になったから町側が買ってあげるかたちの説明だったと私は思うので、それは、配置車両が必要になったときに業者が買って用意するのではなく、町側がそれを用意してほしい言いながらお金は全部町がみる。これが、入札などをしているのなら話は違うと思うのです。業者側がそういう車を持ってきて、その上で配置車両を持っているものに対してきちんと手当ができるからその業者を選ぶというかたちになっているのなら、この仕様書も契約書も十分理解できることですが、新しく業務量が増えて車が必要になったときに車をなぜ業者側にやらせるのか。委託料が大きくなっていないと言いますが、基本的に他の見積りは前年度の比較で償却のところだけが120万円上乘せしているから別にそれはなんでもないそのままの金額ですし、財務的な問題として町にはのらないまでも、お金そのものはきちんと動いているわけですから、それはどうなのか。あと、車両の値段でさえも本来町が一括購入して支払いする、一括購入とは、町が様々な車を購入する場合、町の契約だということで、値段交渉ができる、リースの契約など様々なやり方があると思いますが、それもこのやり方だったらできなくて、5年で償却するやり方も5年で全て払い終えるやり方しかできなくて、値段交渉などは十分できたのか。それについてもちょっと疑問が残るのですが、細かいことを色々と言いましたけれども、実際のところはどうだったのか、分かる範囲でかまいませんので、お願いしたいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 最初の質問で、2tトラック、パッカー車についても町が準備して業者に貸与していたのではないかとありますが、最初の委託がはじまったときのパッカー車については、元々町が持っていたものをそのまま貸与して使用していたところであります。平成元年度のパッカー車、平成6年度の2tトラック導入時において、4tトラックと同じように減価償却方式ということで、5年間で業者サイドに準備してもらうかたちで進めてきたところであります。また、その理由についてですが、平成20年度当時のような100%補助にちかい補助がないということで、1年で購入するとなったら1年間だけはいわゆる町の予算になりますが、車両購入費としては相当高いものに付くだろうということで、いわゆる財政資質の平準化を求めるためにこのような方式をとったと感じているところであります。平成16年度に取得してその後、減価償却が終わった段階で、経費負担を全額行政が持っているのであれば所有権の移転も考えなかったのかということですが、これについては、パッカー車、2tトラックについても、所有権を最後まで業者が持っていたものでもあり、そのような状況で、それをもらい受けるその他のことについては、私は発想として行政側としてなかったわけでありました。私たちが取得して貸与していたのではなく、私たちの財政資質の平準化の都合で業者が所有権を持ったものですから、そのことについて、所有権を主張するのはどのようなことだろうと考えております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 一つお伺いしたいのですが、単年度で車両を一台買うのに高額な金額になるからという説明でしたが、単年度で公用車なども買っていると思うのですが、どうしてこの事業のこの車だけがそんなに高額になるのか。確かにパッカー車は高額ですが、それは買い方も色々あると思います。高額だから単年度で買うことが難しいのであれば、町がリース契約などできるし最終的に支払いが終わった後に買い取ることもあると思うし、色々なやり方がある中で、それをやらないで一括購入のやり方しか言わないで財政資質が平準化できないと言いますが、町全体の予算で約600万円の車を買えないということになるのか。それだったら、その年に買わなくても次年度又は使えるまで使えばいいし、あるいはどうしても足りないときだけリース契約してどこからか調達してある程度補助金や予算のメドが付いたところで購入することが一般的ではないかと思えます。除雪車の購入などはそのようなかたちで補助金がうまく付く年に買い替えることもしてきたわけです。

し、そんなことを言い出したら2tトラックや4tトラックは業務上どうしても必要なものだから、どうしてこれだけがこんな買い方なのか分からないから、他に色々な車が町にはあるわけです。それなのに今だって4tトラックだけが特別であるということ。もう一つ、どうしても私が解せないのは、資料1の平成18年度の一者特命の摘要欄の黄色の部分で「当社に4tトラックを購入させH16からH20までの5年間償却期間があるため特命とする」ということで、担当者が間違っただけみたいな感じで先ほど答弁ありましたが、皆さんの印が押してある決裁書を私は見っていますが、担当者がこれを書いて、決裁書を見た段階で「こんな随意契約を普通は単年度契約で特命の理由にこんなこと書いたら癒着していると思われる。何考えているのか。」と、そこでチェックして書き直すような内容ではないですか。それなのに、これは、間違っていて担当者が悪いみたいなかたちで言われていましたが、決裁は全部受けてハンコが7つぐらい押してあったような気がします、そのように書かれていました。先ほど言ったようにこの事業だけがそういう購入の仕方をしている。それから、他の予算でも1点目のところでもやりましたが、金額の積算の仕方が曖昧で精算も行っていない。そんな状況で4tトラックだけがいつまでもこういうかたちで残っていたというのが、どうも一般的なやり方に比べてお粗末と言うか、本来行政が取るべき手法ではなく何か別の理由があったのかなと考えるのですが、その点について、お伺いします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 お答えします。4tトラックだけがということについては、何度も説明していますが、最初からパッカー車、2tトラックの購入時においても同じ考え方でやってきたというのが行政側としてその当時の考え方であったのだらうと感じるところであります。資料1の黄色の部分「当社に4tトラックを購入させH16からH20までの5年間償却期間があるため特命とする」ことが、いわゆる癒着をしていたのではないかというご発言ですが、これについては、やはり、係の他に係長、課長補佐、課長そして副町長、私と全員の印を押していますし、この確認をしっかりとしなかったという点については、間違いなく「確認をしなかった。」ことについては、お詫びをしなければならない。ただし、先ほど答弁したとおり、一者特命でやったこと理由づけとしては、従前からの理由づけを述べているところですし、4tトラックをリースのやり方もあったのだらうということですが、当時の4tトラックのリース料という感覚で計算すると1日当たり6,200円ということであり

ます。これをいわゆる廃棄物処理場の309日間でやると年額192万円になる。これが毎年リースでいった場合については、この金額を毎年支払わなければならないというのが、当時のかたちで計算するとそのようになるということでもあります。新車購入時についてですが、これは車両販売会社に聞いた話ですから、実際に正確なものかどうか分かりませんが、現在の4tトラックの価格は800万円程度ですが、当時にこの仕様で新車購入した場合は、700万円程度になるのではないかということで、今回、富士工業が取得してくれたということでは、この700万円を下回るということで、私たちは当時そのような考え方をしたのではないかと感じております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今までのところで、4tトラックだけが特別と言いましたが、その前の2tトラックとパッカー車も含めて富士工業とのこの事業だけが特別な買い方であることがおかしいと言っているのも、なにも4tトラックだけを抜き出して言っているわけではないのです。私が4tトラックと言うたびに町長は前回買った2tトラックとパッカー車の説明をされるから、正しくそうです。だって、色々な委託事業が町内にはたくさんあるのにこの富士工業とのこの購入のところだけが、そんなのがずっと継続されていたのか。それもあったのかということをおは問題にしたかったので、そのことはもう最後の質問になったのでかまいません。もう、いいです。それで、最後に質問させていただきたいのは、4tトラックの寄附採納についてですが、私は全ての町政懇談会の会場に傍聴に行きました。その時に、札比内の会場だったと思いますが、町民から「4tトラックについて契約が切れたときに寄附採納の話があったと聞いたけれど、本当はどうなのか。」と質問があったとき、誰が答えたかということは別にしても、町側の答弁として「富士工業から口頭ではそういう話があったようだ。担当者レベルでそういう話も聞いて、ある程度まで話は行ったけれど、だったら書面で申し入れをしてほしい。町は、書面でしか動けないから書面にしてほしい。」と言ったが、それ以上、業者側から書面の提出がなかったので、寄附採納の話は何もなかったと判断したので、町としては何も悪くないと説明されていました。しかし、一般的には口頭で申し入れがあった段階で、物事が進むのではないかと。口頭も十分な物事を進める根拠になるのではないかと。なぜかと言えば、先ほど「一者特命にならないように南空知の他の業者に色々な話を聞いたけれど、そこで他の業者はそれを受け入れられる人員がないことを口頭で確認した。」正しくそ



れがすでに証拠のようなかたちで言われていましたので、口頭で確認したことも十分認識されているのではないですか。あるいは、町側が町民に対して様々な事を依頼や申請するときにもまず口頭で連絡した上でそれを進めてほしい、ある程度のところまで準備はこちらで進めているから後で書類ということもあります。一般的には町民の感覚で言えば、口頭ですれば物事進むと思っています。ですから、幼稚園が閉園するときの相談のときも、幼稚園側は口頭で何回も言ったということでしたが、あの時も町側は最終的に書類がくるまでは私たちは閉園することを知らなかったと言ったわけです。本当に書類でなければ物事が動かないなら先ほどの南空知の確認したことは、書類がなかったらおかしいので矛盾してくるのです。その点、書類がなかったからというのがどうなのか。口頭でそういう話があって、本来そこで4tトラックを寄附採納したいと受けたところで、何らかの手続きが進んでいたのではないか。もし、そうならないのであれば、どうしてそのようになっているのか、私には理解できませんので、その説明をお願いしたいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 いくつかの事例がありました。一つ、幼稚園については、閉園するという正式な書面の申し入れがあって、そこから正式に動いたということをもっと理解してほしいと思います。札比内での町政懇談会でいわゆる担当同士の中で4tトラックの寄附採納の話があったと説明しております。その後、上司から「それなら正式な書類として上げてほしい。」と指示していますが、そこから富士工業側が書類として上げてこなかったと私は理解しておりますので、係り同士の話で寄附採納したいということであれば、それを含めてその後において私たちは支持したと報告を受けております。

○ 議長 堀 広一 以上で一般質問を終わります。

////////////////////// おまけ ////////////////////////

○ 議長 堀 広一 お諮りいたします。ただ今宮下裕美子君他2名から発議第4号一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務の委託に関する調査特別委員会設置の動議が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、追加日程第2号1番として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって発議第4号を日程に追加し、追加日程第2号1番として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎ 追加日程第2号1番 発議第4号 一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務の委託に関する調査特別委員会設置について

○ 議長 堀 広一 追加日程第2号1番 発議第4号 一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務の委託に関する調査特別委員会設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 発議第4号 一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務の委託に関する調査特別委員会設置の発議について、提出者宮下裕美子から提案理由を説明いたします。この発議は、地方自治法第98条の規定に基づく調査特別委員会の設置を求めるもので、賛成者として笹木英二議員、出村隆議員も名を連ねています。先ほどの一般質問において私から一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務に関する質問を行いました。町長からの答弁は、疑問を晴らすには十分ではありませんでした。また、人々が様々なかたちで納めた税金を使って行政を行っているという厳しくて厳粛な感覚が欠けていると感じる答弁内容でした。事実の確認や問題の解明あるいは今後の対応においてもさらなる時間と調査を要します。一般質問は、議員個人に与えられた権利ですので、今後も私個人としてこの問題を追及することは可能です。しかし、この問題は、既に単なる一つの委託事業という範ちゅうを超え税金による行政執行の基本姿勢あるいは公共調達の本質を含めた問題に発展していると考えます。議会全体として議員各位の様々な視点と知識により真相究明し、町民に対する説明責任を果たす必要があると考えます。このまま疑問点を明らかにせず町民に対する説明責任も果たさないままこの問題を終息させてしまったら、行政に対する不信だけでなく議会への不信も増大するでしょう。私たち議会は、町民に変わって行政を監視しそれを公開する責務を負っているからです。以上のことから、一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務に特科し、過去から続く随意契約の実態や委託状況などの事業全般について、町議会議員の様々な視点から調査する特別委員会を設置したいと考え、提案いたします。内容は、名称 一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務の委託に関する調査特別委員会、定数は議長を除く全議員9名、所管事項は、一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務委託に関する全て、調査期限は、所管事項に関するすべ

での調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるとしました。  
以上、議員各位のご賛同をお願いし、提案の説明といたします。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。  
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論あり」の声あり)

○ 議長 堀 広一 大釜登君

○ 議員 大釜 登 この件については、9月の定例会でも同じことで進んでまいりました。今回も宮下議員の一般質問でこの問題が出てきて、私も完全に疑問は払拭されていないと思いますが、この件については、我々町議会も予算計上を認定していますし、しっかり監査してやってきてこの状態になっていますので、それに対して宮下議員が言われるように疑問があるということであれば、先ほど町長もしっかり答えていく考えがあるということですので、あえて特別委員会を立ち上げることもないと思います。我々議会もこれを認めてきているので、それを考えると特別委員会を立ち上げて果たして結論が出るのか、やってみなければ分からないと言われればそれで終わりかもしれませんが、私としてはあえてここで調査特別委員会を立ち上げる必要はないと思って、反対いたします。

○ 議長 堀 広一 他に討論ございませんか。

○ 議長 堀 広一 笹木英二君

○ 議員 笹木 英二 異例の2回目の同じような特別委員会の設置の申し出ということで、月形町議会はじまって以来のことであると思います。しかし、非常に大きな問題ではないかと思えます。今まで9月の決算から今まで色々なやり取りで、何一つ決着、納得した事柄はなかったように思います。私が一番不信に思うことは、これは4tトラックのことから出たわけですが、富士工業で寄附採納したいと言ったが、町側はそのようなことはなかった。これ一つ考えても、私は真実をしっかり知りたいと思います。それから、先ほどの宮下議員の質問で、一番驚いたことは、精算行為をしていないということで、これを何年間も行っていないことは大きな問題であると思います。私も、燃料代には注目していたのですが、委託料の約10%前後の範囲を示す燃料費ということで、果たしてこれをしっかり把握しないで積算額あるいは見積額ができるのか。それを考えると益々不安な要素があります。できることなら、これは町のためにも今後の委託のことを考えてしっかり議論して、委員会

やっていくことも一つの方法かなと思いますので、賛成ということでありませ

○ 議長 堀 広一 他に討論ございませんか。

○ 議長 堀 広一 松田順一君

○ 議員 松田 順一 この問題は、先ほど大釜議員からも2回目であるということでした。前回の議会で動議を出されて否決されたわけですが、宮下議員は、情報公開制度で情報を得たということで、先ほどの質問を見ると、事実上、調査をしているということです。だとしたら、あの議会議決は一体なんだったのかということが一つ疑問にあり、その点については、私はどのようなことか分からないので、基本的なことは、町もどう対応したらいいのかということをもっと検討していただきたいと思います。それでは、反対の討論をさせていただきます。今のこととつながるのですが、宮下議員が情報公開制度でいわゆる情報を得たということで、話の中にオンブズマン制度ということで、オンブズマンの中で税金の無駄いなどの調査をしているということで、オンブズマン連絡会議では、入札調査の分析結果報告について書かれてある本を読みました。その中で「北海道の1億円以上の公共工事の落札価格は、90%以上が多いということで、疑惑が多い。」ということでした。前回の反対討論でも前向きにまちづくりをすべきであるということで、今回、結果として83.3%の予定価格で済んだということで十分機能していると思いますので、そういう意味も含めて前を向いたかたちで新しい町議会と行政側との考え方でやっていくべきであるということで、反対討論とさせていただきます。

○ 議長 堀 広一 他に討論ございませんか。(「討論なし)」の声あり)

○ 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。これから起立により採決いたします。本会議に提出された宮下議員からの発議に賛成の方の起立を求めます。(起立3名、不起立6名)

○ 議長 堀 広一 起立少数です。よって本発議は、否決されました。